

第 44 回近畿高等学校総合文化祭福井大会  
看板作成および設置、撤去業務仕様書

1 業務名 第 44 回近畿高等学校総合文化祭福井大会 看板作成および設置、撤去業務

2 目的

本業務は、第 44 回近畿高等学校総合文化祭福井大会の開催会場における看板の作成および設置、撤去業務を安全かつ確実に実施し、同大会を円滑に開催することを目的とする。

3 業務委託内容

内容	仕様	数量	備考
吊り看板	木枠 インクジェット出力貼り	16 枚	うち 1 枚は紙のみ
立て看板	木枠、自立式	15 枚	

4 看板の数量・規格・記載内容・設置会場・設置日時等  
別紙「設置会場一覧」のとおり

5 看板の作成

(1) 作成する看板の種類およびサイズは別紙「設置会場一覧」のとおりとする。

(2) デザインの作成について

ア 実行委員会事務局が提供するデータ (JPEG 等) をもとにデザインを作成すること。データは受託者決定後、電子データで提供する。

《提供するデータ》

①大会ロゴ ②大会テーマ毛筆表現 ③部門別マスコットキャラクター

イ 別紙「設置会場一覧」をもとに部門名・大会名・日程・会場等を記載すること。

ウ 4 色カラーとする。

エ 実行委員会事務局と校正を行うこと。

オ 完成したデザインのデータ (JPEG 等) をメール等で納品すること。大会終了後、大会記録集に事務局が掲載する。

6 設置および撤去

(1) 設置方法については、各会場と打ち合わせを行い、設置可能な方法により適宜金具等を用いて各会場の指定箇所に取り付けること。

(2) 取り付け等に必要な金具および工具類は、受託者の負担において準備すること。

(3) 取り付け・取り外しにあたっては、安全性を十分に考慮すること。

(4) 吊り看板を設置する際、実行委員会で用意する国旗、県旗等を併せて取り付けること。

(5) 立て看板については、柱等に括り付けるものではなく自立式のものとする。

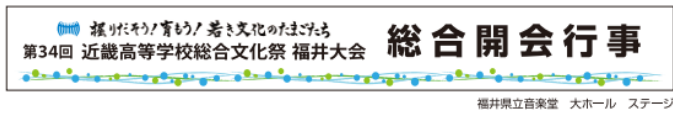
7 業務の実施に関し、受注者の過失により第三者に損害を与えた場合には、受注者が損害賠償の責任を負うものとし、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

8 その他

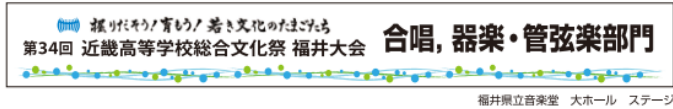
- (1) 納品後、納品物に不良が見られた場合には速やかに対応をとること。
- (2) 業務の過程で生じたすべての著作物に係る著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む）は、福井県実行委員会事務局に帰属する。
- (3) 天災および感染症その他やむを得ない事情により、大会を中止または変更をする場合がある。
- (4) 大会が中止または変更になった場合、協議の上、見積もりを精査し、変更契約を締結するものとする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項で必要な事項については、協議の上、決定する。

〈参考〉看板デザインイメージ 第 3 4 回福井大会（平成 2 6 年）

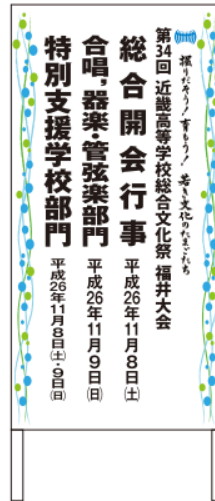
1. 総合開会行事 / W7,200 × H900



第34回 近畿高等学校総合文化祭 福井大会  
2. 合唱、器楽・管弦楽 / W7,200 × H900



1. 総合開会行事 / 2. 合唱、器楽・管弦楽



福井県立音楽堂 正面入口前

3. 吹奏楽



福井県立音楽堂 正面入口前

前回大会は、柱に括り付けるタイプ